

令和7年度上郡町における人事行政の運営等の状況を公表します

地方公務員法により、人事行政の公平性・透明性確保を目的として、前年度の各地方公共団体における人事行政の運営等の状況を一般に公表することが義務付けられています。

上郡町においても、「上郡町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき令和7年度の状況を公表します。また、上郡町ホームページ

(<https://www.town.kamigori.hyogo.jp/soshiki/somuka/gyomuannai/12/2/1057.html>) で過去の状況についても公表しています。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 任免の状況（令和7年度中）

採用 8名（うち再任用職員2名） 退職 10名

(2) 部門別職員数（定員管理）

（各年4月1日現在職員数）

区 分 部 門		職 員 数				8 年 対 7 年 比 較（ 人 ）
		R5	R6	R7	R8	
一 般 行 政	議 会	3	3	3	3	
	総 務	38	38	39	39	
	税 務	12	12	11	11	
	農 林 水 産	11	10	9	9	
	商 工	6	6	5	5	
	土 木	11	11	10	12	2
	民 生	19	17 (1)	16 (1)	17 (1)	1
	衛 生	10	12 (3)	11 (4)	10 (4)	△1
	小 計	110	109	104	106	2
特 別 行 政	教 育	25 (2)	30	28	30	2
普 通 会 計 計		135 (2)	139 (4)	132 (5)	136 (5)	4
公 営 企 業 等 会 計	水 道	6	5	5	5	
	下 水 道	5	5	5	4	△1
	そ の 他	12 (1)	13 (1)	13 (1)	14 (1)	1
	小 計	23 (1)	23 (1)	23 (1)	23 (1)	
合 計		158 (3)	162 (5)	155 (6)	159 (6)	

（注）1. 部門名は、国が行う統計上の種別であり、町組織の課名ではありません。

2. 上郡町職員定数条例における総定数は184人です。

3. 令和8年4月1日採用 13名（うち再任用 0名）

4. 短時間再任用職員は、各部門の人数には含まれていません。

5. () 書きはフルタイム会計年度職員の数で、各部門別の人数には含まれていません。

2. 職員の給与の状況

(1) 1人あたりの支給額(令和7年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	325,800 円	43.6 歳

(2) 初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	大 卒	高 卒
一般行政職	220,000 円	194,500 円

(3) 手当制度の状況(令和7年度)

区 分	上 郡 町				国
扶養手当	扶養親族を有する職員に対して支給 ・ 配偶者 月 3,000 円 ・ 子 月 11,500 円 ・ 父母等 月 6,500 円 (満 16～22 歳の者については年度初めから年度末まで 5,000 円加算)				同 左
通勤手当	・ 自家用車等で通勤する場合 距離に応じ、月 2,100～26,700 円				月 2,000～38,700 円
	・ 交通機関を利用して通勤する場合 運賃相当額 (上限 55,000 円)				同 左
住居手当	借家等に居住し、家賃を支払っている職員に支給				同 左
	・ 借家等居住 27,000 円以下の場合・・・家賃月額－16,000 円 27,000 円超の場合・・・(家賃月額－27,000 円) ÷ 2 +11,000 円 (家賃月額が 16,000 円を超える場合に限る。また、上限は 28,000 円)				
期末勤勉手当	7 年度支給割合	期 末	勤 勉	計	同 左
	6 月	1.25 月分	1.05 月分	2.3 月分	
	12 月	1.275 月分	1.075 月分	2.35 月分	
	計	2.525 月分	2.125 月分	4.65 月分	
	職制上の段階、職務の級等による加算措置あり				同 左
地域手当	2 %支給				同 左
超過勤務手当	正規の勤務時間外に勤務を命ぜられた職員に勤務した時間数に応じて支給 ・ 当該職員の時間単価× (1.25～1.60 倍)				同 左

・その他職員手当等の状況

区 分	内 容	
管理職手当	副課長級以上の管理職員に対して支給	
	役 職	令和 7 年度
	課長及び課長相当職	40,000 円
	副課長及び副課長相当職	20,000 円
	園長及び副園長	20,000 円
管理職員 特別勤務手当	臨時又は緊急の公務のため、週休日、祝日又は年末年始の休日等に勤務した管理職員に支給 ・ 課長及び課長相当職 1 回 6,000 円 ・ 副課長及び副課長相当職 1 回 4,000 円 （勤務時間が6時間を超える場合は、上記額に 150/100 を乗じて得た額）	
宿日直手当	日直勤務した職員に支給 ・ 1 回 4,700 円	
特殊勤務手当	防疫等作業手当 従事した日 1 日につき 300 円 従事した日 1 日につき 1,100 円（家畜の焼却等） 行旅死亡人等取扱作業手当 従事 1 回につき 300 円 塵芥処理作業手当 日額 600 円 訪問看護業務等手当 業務に従事した月につき 20,000 円 緊急時の業務対応のため、自宅待機 1 回につき 1,000 円	

（４）特別職等の報酬等の状況（令和 7 年度）

区 分		月 額		その他手当
給 料	町 長 副町長 教育長	776,000 円 638,000 円 595,000 円		通勤手当
報 酬	議 長 副議長 常任委員会委員長 議会運営委員会委員長 議 員	395,000 円 302,000 円 275,500 円 275,500 円 271,000 円		—
期末手当	町 長 副町長 教育長	支給割合	期末手当	期末手当加算措置
		6 月期	2.225 月分	有
		12 月期	2.375 月分	
		合 計	4.60 月分	
	議 長 副議長 議 員	支給割合	期末手当	期末手当加算措置
		6 月期	2.225 月分	有
		12 月期	2.375 月分	
		合 計	4.60 月分	

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間（令和7年度）

区 分	勤 務 時 間 等
勤務を要する日	毎週月曜日から金曜日までの週5日間 (国民の祝日及び12月29日から1月3日を除く)
1日あたりの勤務時間	8時30分から17時15分まで (休憩時間を除く、実質7時45分間勤務)
1週当たりの勤務時間	38時間45分勤務（7時間45分×5日間）

(2) 休暇制度

(使用実績はR7.4.1～R8.3.31)

休暇の種類		休暇日数等	使用実績
有給休暇	年次休暇	全職員に対し、1年につき20日間付与（前年に未使用日数がある場合は、最大20日を翌年に繰越）	平均使用日数 14日
	夏季休暇	全職員に対し、6月から10月までの間において、4日間付与	平均使用日数 3.9日
	産前休暇	妊娠した職員に対し、出産予定日8週間前の日から出産の日まで付与	取得件数 0件
	産後休暇	出産した職員に対し、出産日の翌日から8週間付与	取得件数 1件
	服喪休暇	親族の喪に遇った職員に対し、続柄及び死亡時の生計関係に応じ、最大10日間付与	取得件数 18件
	結婚休暇	結婚する職員に対し、最大5日間付与	取得件数 4件
	病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合に最大90日間付与（公務上の疾病等については別途規定）	取得件数 22件
	その他の休暇	子の看護休暇、子の養育休暇、育児時間休暇、妻の出産補助休暇、ドナー休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇等	取得件数 138件
無給休暇	介護休暇	負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり親族を介護しなければならない職員に対し、6月を限度として必要な休暇を付与する	取得件数 0件
	組合休暇	組合活動に従事する場合に1暦年に最大30日間付与	取得件数 0件
	育児休業	職員が3歳に満たない子を養育する場合に当該子が3歳に達する日まで	取得件数 6件

※令和7年度中において、育児休業等を利用（令和7年に新たに取得した者及び令和6年度以前から引き続き利用している者）した件数です。また、フルタイム会計年度職員の休暇は含まれていません。

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況（7年度）（単位：人）

処分内容		処分者数	処分事由
分限処分	免 職	0	
	降 任	0	
	休 職	2	心身の故障
	降 給	0	
	失 職	0	
懲戒処分	免 職	0	
	停 職	0	
	減 給	1	上司への侮辱的暴言
	戒 告	0	

※（ ）書きはフルタイム会計年度任用職員の人数で、合計人数には含んでいません。

5. 職員のサービスの状況（7年度）（単位：人）

区 分	違反者数
命 令 に 従 う 義 務	0
信用失墜行為の禁止	0
秘 密 を 守 る 義 務	0
職務に専念する義務	0
政 治 行 為 の 制 限	0
争 議 行 為 等 の 禁 止	0
営利企業従事制限	0

6. 職員の退職管理の状況（7年度）

退職職員（課長級）の再就職は、退職管理の適正化及び再就職の透明性、公平性を確保するため、「上郡町職員の退職管理に関する規則」等に基づき行われています。令和7年度に退職した職員のうち上郡町職員の退職管理に関する規則に該当する再就職者はいません。

7. 職員研修の状況及び職員の人事評価の状況（7年度）

（1）職員研修の実施状況（派遣研修）（単位：人）

区 分	受講者数
兵 庫 県 自 治 研 修 所 研 修	34
播磨自治研修協議会研修	36
兵 庫 県 町 村 会 研 修	17
全国市町村国際文化研修所研修	3
その他研修機関研修	39
合 計	129

※その他、役場内での職員研修や各課での専門研修を実施。

（２）職員の人事評価の状況

職員の能力や勤務成績を正しく評価し、その結果に基づいて人事管理を行うことは公務能率や職員の勤務意欲の向上等の観点から重要です。本町においては、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を公正に把握することで、職員の主体的な職務の遂行及び高い能力を持った職員の育成を行い、能力・実績に基づく人事管理を行う事により、組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上に繋げています。

【令和７年度評価結果】

最終評価区分		極めて良好	特に良好	良好	やや良好でない	良好でない
勤勉手当	人数	３人	12	143人	1人	0人
	割合	1.9%	7.6%	89.9%	0.6%	0%
昇給	人数	1人	6人	152人	0人	0人
	割合	0.6%	3.8%	95.6%	0%	0%

※評価結果は、勤勉手当の成績率及び昇給の成績判定に活用しています。

８．職員の福祉及び利益の保護の状況（７年度）

（１）福利厚生制度に関する状況

区 分	受診者数	内 容 等
総合健診	94人 (0)	35歳以上の職員の人間ドック
定期健診	146人 (6)	職員の健康診断
合 計	240人 (6)	延べ人数

※()書きはフルタイム会計年度任用職員の人数で、合計人数には含んでいません。

（２）公務災害の保障制度

加 入 団 体	災害件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金兵庫県支部	1件	木の伐採、除草作業中に手指棘刺傷

（３）職員の共済組合事業

加 入 団 体	組合員数(R7.4.1現在)
兵庫県市町村職員共済組合、公立学校共済組合兵庫支部（こども園）	162人 (4)
《事業概要》 「地方公務員等共済組合法」に基づき、組合員の掛金と町の負担金を財源として、相互救済を目的に組合員とその家族の病気や負傷にかかる医療費について保険者負担分を医療機関に支払う医療給付事業、退職後の生活や遺族の生活の安定を図る年金給付事業、健診や保養所の運営、各種資金の貸付などを行う福祉事業があります。	

※()書きはフルタイム会計年度任用職員の人数で、合計人数には含んでいません。

(4) 職員の互助会事業

加 入 団 体	会員数(R7.4.1 現在)	公費負担額	公費負担率
一般財団法人兵庫県市町職員互助会	155 人 (4)	1,287 千円	1 / 3
《事業概要》 会員の掛金と町の負担金を財源として、相互共済及び福利増進を目的として、職員の元気回復事業や災害等にかかる給付事業などを行っています。			

※()書きはフルタイム会計年度任用職員の人数で、合計人数には含んでいません。

9. 勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申し立ての状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置がとられるよう要求することや、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたときは、公平委員会に対して申立をすることができます。公平委員会とは、これらの要求や処分が適当であるか審査し、必要な場合は適正化確保のための措置を勧告することができる独立した機関です。

令和7年度、不利益処分に関する不服申立、措置要求はありませんでした。